

税理士さんお願いします！

税理士・社会保険労務士
赤松税務会計事務所 代表 赤松 由里子

資産課税の改正。ポイント

平成25年度税制改正では、数年前からの懸案事項であった
相続税及び贈与税の改正が決まりました。

また、来年から再来年にかけて消費税率の段階的な引上げも予定されています。

相続税

基礎控除額の引下げ

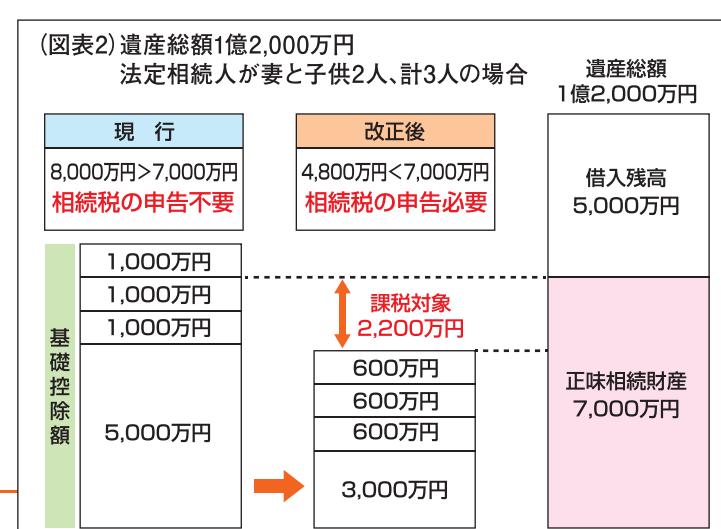
相続税の基礎控除額が、課税ベースを拡大するため4割引下げられました。(図表)

	現行	改正後
基礎控除額	5,000万円+1,000万円×法定相続人数	3,000万円+600万円×法定相続人数

1) これにより、例えば法定相続人が妻と子供2人で遺産総額が1億2,000万円、借入残高5,000万円の相続では、遺産総額から借入残高を差し引いた7,000万円が正味相続財産となります。基礎控除額が改正によって8,000万円から

4,800万円に減少するため、現行では相続税の申告は不要となる方も改正後は相続税の申告が必要となります。(図表2)

最高税率が50%から55%に上がるとともに税率区分を6段階から8段階に増やし税率構造の見直しが行われました。



小規模宅地等の特例の対象面積の拡大

小規模宅地等の特例とは、被相続人等の居住用や事業用宅地等で一定の条件を満たす場合に、80%または50%の大幅な評価減を受けられる制度です。宅地等の種類に応じて対象面積の上限が決まっていますが、特定居住用宅地等の特例対象面積が240m²から330m²に拡大されました。また、貸付用以外の特定事業

用宅地等(400m²)と特定居住用宅地等(330m²)の軽減を完全に併用することが認められ、最大730m²まで80%減額できることがあります。

この改正は、平成27年1月1日以後の相続または遺贈について適用されます。

この改正は、平成27年1月1日以後の相続または遺贈について適用されることになりました。

この改正は、平成27年1月1日以後の相続または遺贈について適用されることになります。

小規模宅地等の適用要件の緩和・柔軟化

① 2世帯住宅の取扱い

現行法では2世帯住宅のうち居住スペースが構造上分離されている場合は同居とはみなされず、小規模宅地等の特例の適用を受けることができません。改正によりこのような2世帯住宅の敷地についても居住用宅地として特例の適用が認められます。

でも、消費税率は8%のままとなります。(図表4)

平成25年度税制改正は他にも大きな改正があります。詳しい内容は、もよりの税務署、税理士にご照会ください。

でも、消費税率は8%のままとなります。(図表4)

照会ください。

消費税

消費税の引き上げに伴う経過措置

贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に、計算した相続税額から既に納めたその贈与税相当額を控除することができる制度です。

対象者の拡大

若年世代への資産移転を促進するため、贈与税の税率構造の変更とともに相続時精算課税制度(※)の適用要件が緩和され、贈与者と受贈者の範囲が拡大されました。(図表3)これにより60歳以上の祖父母が孫に行う贈与について

事業承継税制

事業承継税制の要件緩和

後継者が相続・贈与により取得した一定の非上場株式に対する納稅猶予制度の要件が緩和されま

れば、引渡しが平成27年10月以降から平成27年3月末までに契約すれば、引渡しが平成27年10月以降までであっても、消費税率は5%のままです。また、今年10月

(図表4) 消費税の引き上げに伴う経過措置

	H25.10.1 指定日	H26.4.1 8%施行日	H27.4.1 指定日	H27.10.1 10%施行日
事例1	契約 指定日の前日以前	引渡 消費税率は5%		
事例2		契約 指定日以後	引渡 消費税率は8%	
事例3			契約 指定日の前日以前	引渡 消費税率は8%
事例4			契約 指定日以後	引渡 消費税率は10%



赤松 由里子 プロフィール

1988年大学卒業後リクルートに6年間勤務。出産・育児の傍ら、税理士資格を取得し、2000年に赤松税務会計事務所を設立。2007年に社会保険労務士事務所を併設。会社設立・創業支援・節税対策・資金調達のほか、労務管理や助成金についても総合的に提案。

ホームページ <http://www.e-tax.ne.jp/>